現行	改定後	参照条文
監査役会規則(ひな型)	監査役会規則(ひな型)	
社団法人日本監査役協会	社団法人日本監査役協会	
平成 5 年 9 月 29 日制定	平成 5 年 9 月 29 日制定	
平成 14 年 6 月 13 日改正	平成 14 年 6 月 13 日改正	
平成 16 年 5 月 25 日改正	平成 16 年 5 月 25 日改正	
	<u>平成 18 年 6 月 6 日改正</u>	
(<u>趣旨</u>)	(<u>目的</u>)	
第1条	第1条	
本規則は、法令及び定款に基づき、監査役会に関す	本規則は、法令及び定款に基づき、監査役会に関す	
る事項を定める。	る事項を定める。(現行どおり)	
(組織)	(組織)	
第2条	第2条	
監査役会は、 <u>監査役全員をもって</u> 組織する。	<u>1.</u> 監査役会は、 <u>すべての監査役で</u> 組織する。	会社法(以下、法)
	2. 監査役会は、常勤の監査役を置く。	390条1項
	3. 前項のほか、監査役会は、監査役会の議長、第7	
	条に定める特定監査役及び第 8 条に定める特別取締	
	役による取締役会に出席する監査役を置く。(注1)	

(監査役会の目的)

第3条

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告 を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監 査役の権限の行使を妨げることはできない。

(新設)

(新設)

(監査役会の目的)

第3条

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告 を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監 査役の権限の行使を妨げることはできない。(現行ど おり)

(監査役会の職務)

第4条

監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3 | 法390条2項 号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはで きない。

- 一 監査報告の作成
- 常勤の監査役の選定及び解職
- 三 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法そ の他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

(常勤の選定及び解職)

第5条

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤 │ 法 390 条 2 項 2 号、 の監査役を選定し又は解職する。

3 項

(新設)	(議長)(注2)	
(37182)	第6条	
	1. 監査役会は、その決議によって監査役の中から議	
	<u>長を定める。</u>	
	2. 監査役会の議長は、第10条第1項に定める職務の	
	ほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただ	
	し、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。	
(新設)	(特定監査役) (注3)	
	第7条	
	1. 監査役会は、その決議によって次に掲げる職務を	会社法施行規則(以
	行う者(以下、特定監査役という)を定める。	下、施行規則)132
	一 各監査役が受領すべき事業報告及びその附属明	条、会社計算規則(以
	細書並びに計算関係書類を取締役から受領しそれ	下、計算規則)158
	らを他の監査役に対し送付すること(注4)	条、160条
	二 事業報告及びその附属明細書に関する監査役会	
	の監査報告の内容を、その通知を受ける者として定	
	められた取締役(以下、特定取締役という)に対し	
	<u>通知すること</u>	
	三 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日につ	
	いて合意をすること	
	四 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受	
	け、当該監査報告の内容を他の監査役に対し通知す	

	<u>ること(注5)</u>	
	五 特定取締役及び会計監査人との間で、前号の通知	
	<u>を受けるべき日について合意をすること</u>	
	六 計算関係書類に関する監査役会の監査報告の内	
	容を特定取締役及び会計監査人に対し通知するこ	
	<u> 논</u>	
(新設)	七 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日につ	
	<u>いて合意をすること</u>	
	2. 特定監査役は、常勤の監査役とする。(注6)	
(新設)	<u>(特別取締役による取締役会に出席する監査役)(注</u>	
	7)	
	第8条	
	監査役会は、その決議によって特別取締役による取	法 383 条
	締役会に出席する監査役を定める。	
(開催)	(開催)	
第 <u>4</u> 条	第 <u>9</u> 条	
監査役会は、定期に <u>(例えば月 1 回)</u> 開催する。	監査役会は、定期に <u>(注8)</u> 開催する。ただし、必	
ただし、必要あるときは随時開催することができる。	要あるときは随時開催することができる。	

(議長及び招集者)

第5条

- 1. 監査役会は、監査役会の議長を互選により定める。 1. 監査役会は、議長が招集し運営する。
- 2. 監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほ 2. 各監査役は、議長に対し監査役会を招集するよう か、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただ し、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。

(新設)

(招集通知)

第6条

- 1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の │1. 監査役会を招集するには、監査役会の日の 1 週間 │法 392 条 1 項 一週間前(定款の定めにより短縮することができる) までに発する。
- 2. 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手 2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、 続を経ないで開くことができる。

(決議の方法)

第7条

1. 監査役会の決議は、第13条第2項の解任決議及び 1. 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。 第 15 条の同意に係る決議を除き、監査役全員の過 半数をもって行う。

(招集権者)

第10条

- 請求することができる。

3. 前項の請求にもかかわらず、議長が監査役会を招集 しない場合は、その請求をした監査役は、自らこれを 招集し運営することができる。

(招集手続)

第 11 条

- 前(注9)までに、各監査役に対してその通知を発す る。
- 招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第12条

法 391 条

法 392 条 2 項

法 393 条 1 項

2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しな 2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しな ければならない。

ければならない。(現行どおり)

(監査の方針等の決議)

第8条

- 1. 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の 1. 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の 1法 390条 2項 分担等は、監査の開始にあたり、監査役会において決し 議をもって策定する。
- の選任、監査費用の予算など監査役がその職務を遂行し するうえで必要と認めた事項について決議する。 (新設)

(監査の方針等の決議)

第13条

- 分担等は、監査役会において決議をもって策定する。
- 2. 前項に定めるほか、監査役会は、監査役スタッフ │2. 前項に定めるほか、監査役会は、監査費用の予算 │法 390 条 2 項 3 号 など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認め た事項について決議する。
 - 3. 監査役会は、次に掲げる体制の内容について決議 │ 施行規則 100 条 3 項 し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する ものとする。
 - 一 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事 項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための 体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを 確保するための体制

(代表取締役との定期的会合等)

第9条

- 1. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、 会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状 況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併 せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役 との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- 2. 監査役会は、代表取締役及び取締役会に対して、 監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結 果について適宜説明する。
- 3. 監査役会は、法律に定める事項のほか、取締役が一 監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定 め、その報告を受けるものとする。

(監査役会に対する報告)

第 10 条

- 1. 監査役は、自らの職務の執行の状況について監査 │1. 監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に │法 390 条 4 項 役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあ るときはいつでも報告しなければならない。
- 2. 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人そ | 2. 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人そ | 法 357 条、381 条 2 の他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役

(代表取締役との定期的会合等)

第14条

- 1. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、 会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状 況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せ て必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との 相互認識を深めるよう努めるものとする。(現行どお 1))
- 12.監査役会は、代表取締役及び取締役会に対して、監 査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果 について適宜説明する。(現行どおり)
- 3. 監査役会は、法律に定める事項のほか、前条第3 項第 3 号に定める体制に基づき、取締役及び使用人 が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定 め、その報告を受けるものとする。

(監査役会に対する報告)

第 15 条

- 定期かつ随時に報告するとともに、監査役会の求めが あるときはいつでも報告しなければならない。
- の他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会 | 項、397条

施行規則 105 条

会に報告しなければならない。

3. 監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、13. 監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、 内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を 求める。

(新設)

(報告に対する措置)

第 11 条

- 1. 監査役会は、取締役から会社に著しい損害を及ぼ すおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場 合及び会計監査人から取締役の職務遂行に関する不 正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実を発見した旨の報告を受けた場合には、必要な調 査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、 状況に応じ適切な措置を講じる。
- 2. 監査役会は、あらかじめ取締役と協議して定めた 取締役又は使用人から監査役会に対する報告事項に ついて報告を受けた場合についても、必要と判断さ れる範囲で、前項に準じ対処する。

に報告しなければならない。(現行どおり)

- 内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を 求める。(現行どおり)
- 4. 前3項に関して、監査役、会計監査人、取締役又 法395条 は内部監査部門等の使用人その他の者が監査役の全 員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したと きは、当該事項を監査役会へ報告することを要しな ll.

(報告に対する措置)

第 16 条

監査役会は、次に掲げる報告を受けた場合には、 必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

- 一 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を│法 357 条 発見した旨の取締役からの報告
- 二 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令 | 法 397 条 もしくは定款に違反する重大な事実があることを 発見した旨の会計監査人からの報告
- 三 あらかじめ取締役と協議して定めた事項につい ての取締役又は使用人からの報告

(監査報告書の作成)

第 12 条

- 1. 監査役会は、取締役から計算書類等を受領し、会 計監査人から監査報告書等を受領する。これらの書 類等を受領する者は、常勤の監査役とすることがで きる。
- 役の報告を受け、協議のうえ監査報告書を作成する。
- 監査報告書に付記するものとする。
- 4. 監査報告書には各監査役が署名押印又は電子署名 3. 監査役会の監査報告には各監査役が署名又は記名押 する。常勤の監査役はその旨を記載又は記録する。

(新設)

(監査役の選任に関する同意及び提案請求)

第 14 条

会の決議によって行う。

(監査報告の作成)

第17条

(第7条第1項)

- 2. 監査役会は、監査報告書記載事項等について監査│1. 監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づ│施行規則 130 条、計 き、審議のうえ、監査役会の監査報告を作成する。(注 | 算規則 156 条 10)
- 3. 異なる意見がある場合には、その監査役の意見を 2. 監査役会の監査報告の内容が各監査役の監査報告 の内容と異なる場合であって、かつ、当該監査役の求 めがあるときは、監査役会は、当該監査役の監査報告 の内容を監査役会の監査報告に付記するものとする。
 - 印(電子署名を含む)する。常勤の監査役及び社外監 査役はその旨を記載又は記録する。(注11)
 - 4.前3項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算 書類を作成する場合には、これを準用する。

(監査役の選任に関する同意等)

第 18 条

監査役の選任に関する次の事項については、監査役│1. 監査役の選任に関する次の事項については、監査│法 343 条 役会の決議によって行う。

- 株主総会に提出する監査役の選任に関する議案 の同意
- 監査役の選仟を株主総会の会議の目的とするこ との請求
- 監査役の選任に関する株主総会への議案提出の 請求

(新設)

(会計監査人の選任・不再任・解任に関する決議) 第 13 条

- 1. 会計監査人の選任・不再任・解任に関する次の事 1. 会計監査人の選任、解任又は不再任に関する次の 1法 344 条 項については、監査役会の決議によって行う。
 - 株主総会に提出する会計監査人の選任・不再任・ 解任に関する議案の同意

(新設)

- __ 会計監査人の選任・不再任・解任を株主総会の会 議の目的とすることの請求
- 会計監査人の選任に関する株主総会への議案提 出の請求
- 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職 務を行うべき者の選任

- 一 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出す ることに対する同意
- 二 監査役の選任を株主総会の会議の目的とするこ との請求
- 三 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出す ることの請求
- 2. 補欠の監査役の選任についても、前項に準じる。

(会計監査人の選任に関する同意等)(注12) 第 19 条

- 事項については、監査役会の決議によって行う。
- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提 出することに対する同意
- 二 会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的 とすることに対する同意
- 三 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提 出することの請求
- 四 会計監査人の選任、解任又は不再任を株主総会 の目的とすることの請求
- 五 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職 務を行うべき者の選任
- 2. <u>監査役会が、</u>会計監査人を法定の解任事由に基づ │ 2. 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任するこ │ 法 340 条

き解任する場合には、全員一致の決議によって行う。 この場合においては、監査役会の選任した監査役が、 解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその 理由を説明しなければならない。

(新設)

(新設)

(取締役の責任免除等に関する監査役会の同意) 第 15 条

監査役会が行う次の同意は、監査役の全員一致の決し 議によって行う。

- 取締役会が株主総会に提案しようとしている取 <u>締役の責任免除にかかる議案</u>に対する同意
- 取締役会が株主総会に提案しようとしている取 締役会決議によって取締役の責任免除をすること ができる旨の定款変更にかかる議案に対する同意

とに対する監査役の全員の同意は、監査役会における 協議を経て行うことができる(注13)。この場合に おいては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初 の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告し なければならない。

3. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面 又は電磁的記録により行うことができる。

(会計監査人の報酬等に対する同意)

第 20 条

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき 法 399 条 1 項・2 項 者の報酬等に対する同意は、監査役会の決議によって <u>行う。</u>

(取締役の責任の一部免除に関する同意)

第 21 条

- 1. 次に掲げる監査役の全員の同意は、監査役会にお ける協議を経て行うことができる。(注14)
 - 一 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総 │ 法 425 条 3 項 会に提出することに対する同意
 - □ 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除 │ 法 426 条 2 項 をすることができる旨の定款変更に関する議案を 株主総会に提出することに対する同意

- 取締役が定款の規定に基づき取締役会に提案し ようとしている取締役の責任免除にかかる議案に 対する同意
- 取締役会が株主総会に提案しようとしている社 外取締役との間で責任免除の契約をすることがで きる旨の定款変更にかかる議案に対する同意

株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補 助参加することに対する同意

(新設)

(新設)

(監査役の権限行使に関する協議)

第 16 条

監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又 は義務を履行する場合には、事前に監査役会において

- 三 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に / 法 426 条 2 項 関する議案を取締役会に提出することに対する同 意
- 四 社外取締役との間で責任の一部免除の契約をす 法 427 条 3 項 ることができる旨の定款変更に関する議案を株主 総会に提出することに対する同意

(第22条)

2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面 又は電磁的記録により行うことができる。

(補助参加の同意)

第 22 条

- 1. 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助 / 法 849 条 2 項 参加することに対する監査役の全員の同意は、監査役 会における協議を経て行うことができる。(注15)
- 2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面 又は電磁的記録により行うことができる。

(監査役の権限行使に関する協議)

第 23 条

監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又 は義務を履行する場合には、事前に監査役会において

協議をすることができる。

- 株主より株主総会前に監査役に対して書面によ る質問があったときの説明
- 取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求
- 株主総会提出の議案及び書類その他のものに関 する意見報告
- 取締役の違法行為に対する差止め請求
- 監査役の選任・解任・辞任及び報酬に関する株主 総会での意見陳述
- 会社と取締役間の訴訟に関する事項
- その他訴訟提起等に関する事項

(常勤の互選・報酬に関する協議)

第 17 条

常勤の監査役の互選及び報酬の協議については、監 査役全員の同意により、監査役会において行うことが できる。

(議事録)

第 18 条

協議をすることができる。

- 一 株主より株主総会前に通知された監査役に対す る質問についての説明(注16)
- 二 取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求
- 三 株主総会提出の議案及び書類その他のものに関 する調査結果
- 四 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他 法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- 五 監査役の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株 主総会での意見陳述
- 六 会社と取締役間の訴訟に関する事項
- 七 その他訴訟提起等に関する事項

(報酬等に関する協議)

第 24 条

監査役の報酬等の協議については、監査役の全員の 同意がある場合には、監査役会において行うことがで きる。(注17)

(議事録)

第 25 条

1. 監査役会議事録には、議事の経過の要領及びその │1. 監査役会は、次に掲げる事項を内容とする議事録 │法 393 条 2 項、施行

血点及公が対(ひる主)が同のが、		
<u>結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記</u>	を作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印	規則 109 条
名押印又は電子署名する。その取扱いは取締役会議	<u>(電子署名を含む)する。</u>	
事録に準ずる。	一 開催の日時及び場所(当該場所に存しない監査	
	役、取締役又は会計監査人が監査役会に出席した場	
	合における当該出席の方法を含む)	
	<u></u> 議事の経過の要領及びその結果	
	三 次に掲げる事項につき監査役会において述べら	
	れた意見又は発言があるときは、その意見又は発言	
	の内容の概要	
	<u>イ .</u> 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実	
	<u>を発見した旨の取締役からの報告</u>	
	口. 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法	
	<u> 令もしくは定款に違反する重大な事実があるこ</u>	
	<u>とを発見した旨の会計監査人からの報告</u>	
	四 監査役会に出席した取締役又は会計監査人の氏	
	名又は名称	
	<u>五</u> 監査役会の議長の氏名	
	2. 第15条第4項の規定により監査役会への報告を要	施行規則 109 条 4 項
	しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項	
	<u>を内容とする議事録を作成する。</u>	
	<u>ー</u> <u>監査役会への報告を要しないものとされた事項</u>	
	<u>の内容</u>	
	<u>二</u> 監査役会への報告を要しないものとされた日	

2. 会社は、前項の議事録を10年間本店に備え置く。

三 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名

| 3. 会社は、前2項の議事録を10年間本店に備え置く。 | 法394条1項

(監査役会事務局)

第19条

監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役 会運営に関する事務は監査役スタッフがこれにあた る。

(監査役監査基準)

第 20 条

監査役会及び監査役の監査に関する事項は、法令又一 は定款もしくは本監査役会規則に定める事項のほか、 監査役会において定める監査役監査基準による。

(本規則の改廃)

第 21 条

本規則の改廃は監査役会が行う。

(附則)

本規則は、平成 年 月 日より実施する。

(監査役会事務局)

第 26 条

監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役 会運営に関する事務は監査役スタッフ等の監査役の 職務を補助すべき使用人がこれにあたる。

(監査役監査基準)

第 27 条

監査役会及び監査役の監査に関する事項は、法令又 は定款もしくは本監査役会規則に定める事項のほか、 監査役会において定める監査役監査基準による。(現 行どおり)

(本規則の改廃)

第 28 条

本規則の改廃は監査役会が行う。(現行どおり)

(附則)

本規則は、平成 年 月 日より実施する。(現行 どおり)

- (注1)監査役会の議長の設置及び特定監査役として特定の者を 定めることは、各社の任意である。また、特別取締役によ る取締役会の制度(会社法 373 条)を採用する会社におい ては、監査役の互選により、当該取締役会に出席する監査 役を定める(会社法 383 条 1 項)。
- (注2)法令上、監査役会の議長の選定手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。
- (注3)法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の通知等の職務を行う者として、特定の監査役を定めた場合には、当該監査役が特定監査役となるが、特定の者を定めない場合には、すべての監査役が特定監査役となる(会社法施行規則 132 条 5 項 2 号、会社計算規則 158 条 5 項 2 号)。本条は、特定監査役として特定の者を定める場合の規定であるので、特定の者を定めることとしない場合には、本条を置くことを要しない。なお、法令上、特定監査役として特定の者を選定するための手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。
- (注4)法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領するのは、各監査役である。本ひな型では、実務の便利にかんがみ、これらを取締役から受領し、他の監査役に対し送付することについても、特定監査役の

職務とすることとしている。

- (注5)法令上、特定監査役が会計監査人から通知を受けた会計 監査報告の内容を他の監査役に対し通知することについ ては規定がないが、本ひな型では、特定監査役の職務を明 確にするため、当該会計監査報告の内容を他の監査役に対 し通知することについても、特定監査役の職務とすること としている。
- (注6)法令上、特定監査役は、常勤の監査役であることを要し ない。そのため、本規定の要否については、各社の実状に 応じて検討されたい。
- (注7) 特別取締役による取締役会の制度(会社法373条)を 採用しない会社においては、本条を置くことを要しない。 なお、法令上、特別取締役による取締役会に出席する監査 役の選定は監査役の互選による旨定められているが(会社 法383条1項) 本ひな型では、監査役会の決議によって 選定することとしている。
- (注8)「定期に」との箇所については、例えば「月1回」など、 各社の実状に応じて規定されたい。
- (注9) これを下回る期間を定款で定めることができる(会社法392 条 1 項)。この場合には、定款に定めた期間に従った規定とする。
- (注 10) 法令上、監査役会が監査報告を作成する場合には、監 査役会は、1回以上、会議を開催する方法又は情報の送受

信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない (会社法施行規則 130 条 3 項、会社計算規則 156 条 3 項)

(注 11) 法令上、監査報告には、監査役の署名又は記名押印は 求められていない。また、常勤の監査役及び社外監査役で ある旨の表示も求められていないが、監査報告の真実性を 確保し、かつ、監査の信頼性を確保するためにも、各監査 役は自署した上で押印することとし、常勤の監査役及び社 外監査役にはその旨表示することが望ましい。

(注 12) 法令上、会計監査人の任期については、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる旨規定されているにとどまり(会社法 338 条 2 項) 会計監査人の再任について監査役会が審議・決定等しなければならない旨の規定はない。ただし、監査役による会計監査人の解任権(会社法 340 条) 会計監査人の選任に関する監査役の同意等(会社法 344 条)の規定趣旨にかんがみ、会計監査人の再任の適否を毎期検討する旨を規定する場合には、第1項として、「監査役会は、会計監査人の再任の適否を検討する。」と規定することも考えられる(この場合、これより下の項数を繰り下げる)。再任に関する規定の要否については、各社の実状に応じて検討されたい。

(注13)法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任す

ることに対する監査役の全員の同意、取締役の責任の一部 免除に関する監査役の全員の同意及び株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役の全員の同意は、監査役会の決議を要しない(会社法340条、425条3項、426条2項、427条3項、849条2項)。ただし、本ひな型では、これらの重要性にかんがみ、監査役会における協議を経て同意することができる旨規定している。

(注14)注13を参照のこと。

(注 15)注 13を参照のこと。

- (注 16) いわゆる事前質問については、法令上、仮に株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合であっても、当該株主が株主総会の日より「相当の期間前」に当該事項を会社に対して通知した場合には、説明することを要する(会社法 314条、会社法施行規則 71条1号)。ここでは、望ましい姿として、株主総会前に通知された事項については、原則として、監査役会において協議することとしている。
- (注17) 各監査役の報酬等については、定款の定め又は株主総会の決議がないときは、株主総会の決議の範囲内において、監査役の協議によって定めることを要する(会社法387条1項及び2項)。ここでは、監査役会の場を活用して報酬等の協議を行うことができる旨定めている。なお、

この場合であっても、当該協議は、監査役の全員の同意を	
<u>要する。</u>	
以上	